

風しんワクチン等予防接種助成事業

本文：風しんは、昨年5月より近畿地方で流行し、その後首都圏でも患者が急増し、千葉県内では、平成25年1月から3月末現在で、昨年1年間人数、112人の倍以上となる231人に上っています。

風しんは、妊娠中の感染により、胎児に先天性風しん症候群と呼ばれる、心臓疾患、難聴、白内障などの障害が起きる危険性が高くなります。

風しんの感染を予防するためには、予防接種が効果的であることから、市では国・県とともに未接種者への接種を呼びかけています。

今回、市民の経済的負担を軽減し、接種を促進するため、接種費用の助成を行うものです。

期 間及び実施方法：

平成25年5月1日～平成25年10月31日の間に
市内実施医療機関で接種した1回分
住所の確認できる物持参（保険証、運転免許証等）

対象者：習志野市民で、風しんにかかったことがなく、風しんに関する予防接種を2回受けていない、もしくは不明の方で下記の事項に該当し、接種を希望する方（1,500人見込み、内償還払い100人含む）

- （1）妊娠を予定、または希望している女性
- （2）（1）の夫（パートナー）、または妊娠している女性の夫（パートナー）

※ 妊娠中の人は接種不可。また、接種後2か月は避妊を要する。

助成費用：予防接種費用の半額を助成

（上限額は、風しんワクチン3,000円、MRワクチン5,000円）

具体的には、風しんワクチンの場合、およそ7,000円前後の接種費用が4,000円前後の自己負担となり、MRワクチンの場合、およそ10,000円前後の接種費用が5,000円前後の自己負担で、特別な手続きなしで接種できます。

※ 4月1日から5月31日の間に、この制度を知らずに、すでに接種した場合については払い戻しをいたします。（市外医療機関接種分含む）
払い戻しのための申請用紙は、ホームページからダウンロードできる他、健康支援課、市内5か所のヘルスステーションで配布します。

保健福祉部健康支援課長 上岡
担当者：埴・石山・石橋
電話番号：453-2922